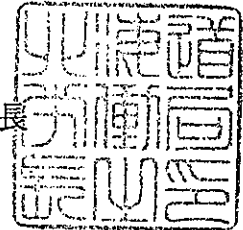




北労発基 0915 第 13 号
令和 2 年 9 月 15 日

北海道知事 殿

厚生労働省北海道労働局長



「建設工事追い込み期労働災害防止運動」の実施について

日頃より労働行政の推進につきましては、格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、建設業における 8 月末現在の死亡者数は昨年 11 人から 7 人と 4 人減少し、死傷者数も 39 人減少し 470 人となっていますが、発生した死亡労働災害のうち、墜落・転落により亡くなられた労働者が 3 人と最も多くなっています。

また、建設業の労働災害は、追い込み期に当たる 10 月から 12 月に多発する傾向にあり、過去 5 年間の同時期における死亡者数を都道府県労働局別に見ますと北海道は突出している状況にあります。

このため、本年度も「建設工事追い込み期労働災害防止運動実施要綱」（別添 1）により同運動を展開いたしますので、下記事項の取組について特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記



- 1 別添 2 のリーフレット「建設工事追い込み期労働災害防止運動」を使用した、現場監督員等への周知
- 2 工事現場へのパトロールの実施及び指導
- 3 工事施工業者への建設工事追い込み期における労働災害の防止対策の周知、指導
- 4 工事施工業者との合同パトロールの実施、安全大会・工事施工業者で構成す

る労働災害防止協議会等労働災害防止に係る各種会議・会合等の開催

- 5 「建設工事追い込み期労働災害防止運動」に係る別添3の「懸垂幕（看板）」及び別添4の「安全宣言」の現場設置・掲示への協力
(別添5「懸垂幕（看板）」設置及び「安全宣言」掲示の取組実施要領参照)

※リーフレット等は、北海道労働局のホームページに掲示しております。

【掲載場所】ホーム>各種法令・制度・手続き>安全衛生関係>安全関係>労働災害防止について>建設業の労働災害防止について

【担当者】

北海道労働局労働基準部安全課
主任地方産業安全専門官 尾張裕一
電話(代) 011-709-2311 内線 3551